



平成 24 年 7 月 12 日

各位

会社名 株式会社市進ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 下屋 俊裕
(JASDAQ・コード番号 4645)
問合せ先 取締役統括本部副本部長 竹内 厚
(TEL 047-335-2888)

当社取締役及び当社子会社取締役に対する株式報酬型ストックオプション
(新株予約権)の発行条件等の変更に関するお知らせ

当社の平成 24 年 5 月 29 日付「当社取締役及び当社子会社取締役に対するストックオプション(新株予約権)の発行条件等に関するお知らせ」(以下「前回お知らせ」という。)の内容につき、平成 22 年 5 月 28 日付第 36 回定時株主総会第 3 号議案にて承認された、取締役に対する株式報酬型ストックオプションの報酬基準(以下「報酬基準」という。)に適合しない部分がありましたので、本日開催の当社取締役会にて、前回お知らせの内容を下記のとおり変更することを決議致しましたので、お知らせいたします。

なお、前回お知らせにおいて、報酬基準と適合しない点は、同お知らせ 2.(3)新株予約権の総数の記載の内、本来は「新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は 500 株とする。」とすべきであるところ、これを「100 株とする。」とし、これを基に新株予約権の数を算定した点にあります。

この変更に伴い、前回お知らせの下記の項目が変更となります。

(下線は変更部分を示します。)

誤 (前回お知らせ)	正
2. 新株予約権の内容 (1) 新株予約権の割当を受ける者及び割当てる新株予約権の数 当社取締役 6 名 新株予約権 <u>190</u> 個 当社子会社取締役 6 名新株予約権 <u>150</u> 個	2. 新株予約権の内容 (1) 新株予約権の割当を受ける者及び割当てる新株予約権の数 当社取締役 6 名 新株予約権 <u>38</u> 個 当社子会社取締役 6 名新株予約権 <u>30</u> 個
(3) 新株予約権の総数 <u>340</u> 個 (なお、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は <u>100</u> 株とする。)	(3) 新株予約権の総数 <u>68</u> 個 (なお、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は <u>500</u> 株とする。)
(6) 新株予約権の権利行使期間 平成 24 年 <u>7</u> 月 <u>18</u> 日から平成 54 年 <u>7</u> 月 <u>17</u> 日までとする。	(6) 新株予約権の権利行使期間 平成 24 年 <u>8</u> 月 <u>22</u> 日から平成 54 年 <u>8</u> 月 <u>21</u> 日までとする。
(13) 新株予約権の割当日 平成 24 年 <u>7</u> 月 <u>17</u> 日	(13) 新株予約権の割当日 平成 24 年 <u>8</u> 月 <u>21</u> 日

以上